

対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(令和二年四月三十日 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第五号)

改正 令和三年十月五日 告示第十二号

対内直接投資等に関する命令 (昭和五十五年 総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号) 第四条  
建設省

の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、令和二年五月八日から適用する。

別表

一 次に掲げる物の大分類 E―製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動 (輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。) 若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、

これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類

九〇二―電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九

一―ソフトウェア業

四 細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に

掲げる貨物の大分類E―製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計

及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九一―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

七 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九―その他の金属鉱業

ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E―製造業

ハ ロに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気

## 機械器具修理業

ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

ホ 細分類七四五九―その他の計量証明業

八 次に掲げる建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者（いう。）から直接請け負ったものに限る。）を行う大分類D―建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。）の注文者（いう。）から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。）を行う小分類七四二―土木建築サービス業（土木に係るものに限る。））

イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令（平成十一年政令第九十三号）に規定する海岸に係る海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事

ロ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

九 細分類二八一四―集積回路製造業

十 細分類二八三一―半導体メモリメディア製造業

十一 細分類二八三二―光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

十二 細分類二八四二―電子回路実装基板製造業

十三 小分類三三一―電気業（原子力発電所を所有するものに限る。）

十四 以下のいずれかに該当する事業（ただし、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）  
第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る。）

イ 細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

ロ 細分類三七一二―長距離電気通信業

ハ 細分類三七一三―有線放送電話業

ニ 細分類三七一九―その他の固定電気通信業

ホ 細分類三七二一―移動電気通信業

チ 細分類四〇一三―インターネット利用サポート業

十五 細分類三九二一―情報処理サービス業又は細分類四〇一三―インターネット利用サポート業  
であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービス  
を含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービス  
を提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託

開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

へ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

十六 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十号から第十二号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十四号から第二十七号までに掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

十七 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインタ

インターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二—情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融



機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

イ 位置情報

ロ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるもの

ハ 信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。